

資料紹介

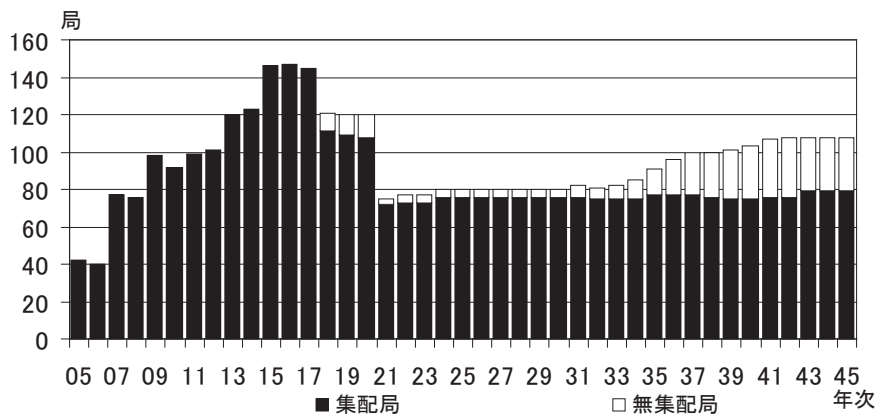
# 明治前期に郵便局を担った人々

## — 栃木県の郵便史料から —

小原 宏

### 1 はじめに

栃木県で郵便制度が導入されたのは、郵便が全国展開されたのと同じ明治5年（1872）5月のことであった。当初は県下に42箇所の郵便取扱所（後の集配郵便局）が設置され、全ての取扱所で輸送と集配が開始された。その後16年まで数次の拡大設置が行われた後、18年と21年の2度の統廃合により集配郵便局の増減は落ち着き、明治末までほぼ横ばいで推移した<sup>(1)</sup>。その状況をグラフでみると図1のとおりである。30年代の中盤から明治末に向けて増加する郵便局数の大半は集配機能を持たない無集配郵便局であった。



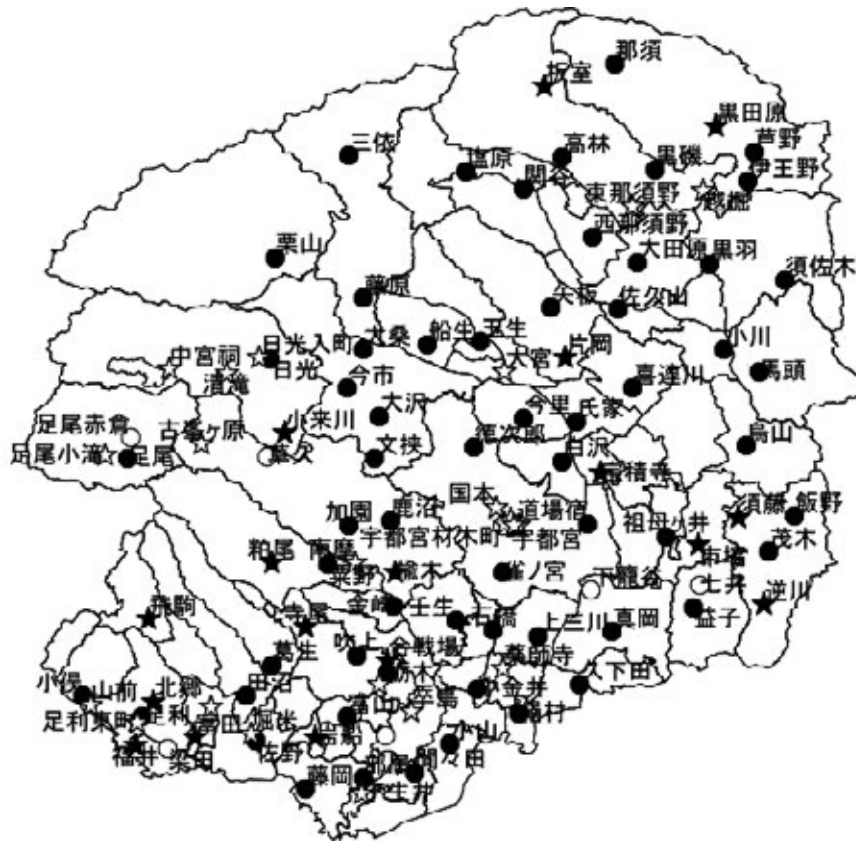
出所：田辺編・近辻校訂（2015）および森編・武田追補（2021）より筆者においてカウント

図1 明治期における郵便局数の推移（栃木県）

明治末に存在した郵便局を21年までに設置されたものとその後設置されたものとに分けて所在地ごとに示すと図2のとおりである。同県全体を概ね「●」が網羅しており、明治末に設置されている郵便局の大半は21年末までに設置された集配局であり、その後設置されたものの多くは「☆」であり無集配局であって、宇都宮周辺では集中して設置されている様子が見て取れる。この図をみれば、明治期の同県の集配郵便局ネットワークはほぼ21年までに完成していたことが分かる。

このような明治期に設置されたものを含む同県の郵便局を網羅的に紹介したものとして早いものでは昭和8年（1933）に下野史談会から刊行された田代善吉著『栃木県史 第2巻』がある。同書第三編（郵便）第二章（県下各郵便局）では、刊行当時現存していた郵便局全てについてその設置からの沿革を述べ、中には地域内での移転地を住所レベルで網羅しているものや、清滝郵便局の記述で「本局は重に古河電気工業株式会社日光電気精銅所の為めに設けられたる

1 詳しくは小原宏（2024）参照。



出所：田辺編・近辻校訂（2015）および森編・武田追補（2021）より筆者が緯度経度化して描画  
備考：「●」は21年末に設置されていたもの。「★」はそれより後に設置されたもの  
「○・★」は無集配局

図2 明治末における郵便局の配置（栃木県）<sup>(2)</sup>

と見るべし」としたようにその設置の背景を明らかにしているもある。また、時代が下ると、塚田保美著（1991）『芳賀ゆうびん事始』のように、新聞連載したものを基に、綱川家文書のような地域史料を踏まえて補正し、地域限定ではあるが郵便局の沿革等を詳しく述べたものがある。それらや、栃木県史編さん委員会（1982）『栃木県史 通史編七 近現代二』および同（1978）『栃木県史 史料編 近現代七』を合わせ読むと概ね同県の郵便の概要は把握可能である。

そこで、更に一歩進めて、それらの沿革を持つ郵便局の運営を担った人々について知ろうとするとそれらのものから事実関係を把握することは難しく、「地方名望家」が担ったといったところまでが限界で、個別具体的な事実を後追いで確認するようなことは難しい。

そのため、そのようなことを試みるには原典ともいべき地域に残された史料に当る必要がある。

## ② 栃木県の地域史料

同県にはその代表的な史料類の目次的存在として『栃木県史料所在目録』がある。この目録は、栃木県立文書館（早期のものは同県教育委員会）が中心となって同県内に残存する古文書の調査をし、1点ごとにその史料名を整理・編集して発行し続けているもので、令和4年（2022）

2 図の上方が北。局名は21年末に存在していたものは21年時点のもの、それより後に設置されたものは明治末時点のもの。図の境界線は昭和30年（1955）時点のもので地域の目安として参考表示したもの。

までに52冊（集）が発行されている。そのうち第1集から第34集までは郡単位、第35集以降は家単位のものであり、第39集までは冊子、第40集から第50集まではCD-ROM、第51集・第52集は紙目録である。冊子のもののうち最もページ数が多いのは第12集（上都賀郡の3）で557ページ、最も少ないのは第24集（下都賀郡5）で116ページである。これらに採録されたもののうち、同県立文書館に寄託された文書類および調査段階で撮影されフィルム化されたものは同館で閲覧することができるが、目録にあっても既に所有者が県外に転居していて連絡の付けようがないもの等があり、掲載されたものの全てを確認できる状況にはない。

それらの目録情報のうち、国会図書館や都立図書館等の図書館で内容を確認できる第50集までの情報を総当りで確認し、集配・無集配郵便局および郵便切手類の販売を担った人々の家の該当または隣接すると認められる文書（一部は利用者としての村役場側からのもの）を確認してみると、表1のとおりである。

対象45家のうち、同目録の情報で郵便局名が特定できないものについては『郵政百年史資料第二十四巻』に掲載の「郵便取扱役姓名録（明治十四年）」と突合し、特定できたものについては追加で明示した。その結果、郵便局名で数えると14局分が特定できた。この数は全体局数からするとごく一部ということであり、全体を論ずるには情報不足ということになるかとは考えるが、該当する家の文書をより広く見てみることにより「名望家」と表されてきた郵便取扱役の地域での役割やその家の歴史的背景を例示的とはいえかなりの数を具体的に確認することが可能になると考える。

表1を順に見ていくと、第3集の綱川文太家文書にあるように、同時期に戸長と郵便局長と内国通運会社を担っていたり、第20集の田村家文書にあるように18年の廃局を経て郵便取扱役から郵便切手売下所の許可を得てその運営者となった者がいたことが分かる。この表に整理した家は明治前期にはそれぞれの生業を持っており、また、ここでは一部の紹介に留まったが、これらの各家文書の目録を確認していく中で多くの家が地域をまとめる戸長等の地域の役職を持っていたことを知ることができた。更に丁寧に各家文書を確認していくことで、それらの生業がどのような規模と広がりを持っていたのかが具体的にできるのではないかと考える。

集	記番	文書名	局名	年代	事項
2	164	小崎家	小貫	9	郵便御辞令印鑑控（七等郵便局）
	181	生井家	—	26	郵便函場新設願
3	1194	綱川（文）	給部	5	戸長申付状（綱川大八）
	1208			7	郵便御用取扱申付ノ辞令
	12584			8	内国通運会社より取扱所許可の状
4	1782	吉村家		15	三等郵便取扱申付辞令（駅通総官）
	11	保坂家		6	御達書写（郵便御用取扱中、申付ノ状）
5	464	日下田（弘）家	—	15	郵便切手売下免許願
	116	清水家	—	16	郵便切手売下所設置鑑定書（郡長）
	12410	坂入（源）家	—	18	郵便箱返納通知（坂入源太郎死亡の為真岡郵便局へ返納の事）
	282	石川（テ）家	—	9	郵便区市外集配順路明細書
6	20	宇加地家	白沢	9	御勘定仕上書
	101			9	戸長拝命・依頼免職・戸長再勤の辞令（宇梶精一郎） 三枚
	1600	五月女（久）家	—	7	郵便取扱人身元引請書（下桑島村）
	2521	笹沼家	今里	13	四等郵便取扱役申付状（笹沼長平）

集	記番	文書名	局名	年代	事項
	2532			18	戸長辞令（今里村十ヶ村笹沼稲太郎）
	2551			13	河内郡長より笹沼長平宛状（県議当選）
7	490	野口家	—	11	郵便税之心得（駅通局）
8	11	藤代家		14	郵便局江月々預け金控（清水氏）
	135	高橋（節）家	—	15	貯金預取扱達書（高橋鉦吉宛、野村駅通）
	1269	古川家	—	4	日光本庁迄御差立御入用御勘定仕上
	119	綱川家	給部	不詳	書留郵便継立証印記（給部駅郵便局、一号～五号）
	111			6	陸運元会社事業区分規則
9	366	篠崎（昭）家		15	郵便往復出納簿（羽牛田村、戸長役場）
	1751	小川（益）家			約束郵便物個数及量目取調表（第一種十七通、用係小川利平）
	115	安生家	荒針	9	田村戸長申付状（安生善蔵、栃木県）
	116			19	三等郵便局長判任官辞令（安生三郎）
	口489	渡辺（克）家		9	郵便局使用継戻添付用紙
	212	金田（守）家	—	15	郵便控簿
10	277	加藤（正）家		37	書翰（日露戦争軍事郵便） 六枚
	78	木村家	板荷	9	郵便配達並切手売捌牒（板荷郵便局）
	42	渡辺（文）家		22	書留郵便物請取証（下野新聞売捌所手塚祐次郎、渡辺幸作宛）
	314	福田（三）家		11	郵便税請取証（引田郵便局）
	1511	石川（三）家		10	通達（日本帝国郵便規則及罰則、駅通寮）
	1488	柏瀨家		6	布達第四十二号（達書布告回達の儀二付外）
	1120	高橋家		16	郵便心得摘要（駅通局）
11	1105	石原（好）家		25	郵便切手類出入調帳（担当者福田）
	2295	阿久津家	下南摩	13	下南摩郵便局開設並局長任命辞令（阿久津作郎、駅通局）
	71	鈴木（幸）家		42	郵便切手類受出控簿
	1390	塩沢		19	貯金預願書（駅通総官宛、塩沢二郎右衛門）
13	口172	小高家		20	郵便切手売下廃業願（小高茂右衛門）
	8	薄井（升）家	小川	9	辞令（郵便取扱役、薄井三造、明治九年～十五年） 八枚
15	120	白井家	東小屋	15	辞令（白井駒吉、三等郵便取扱役、駅通局） 一部破損
	25	佐藤家	金沢	11	金沢郵便局辞令（駅通局、明治十一～三十八年） 十二通
16	738	星（七）	藤原	14	辞令（星次郎助、郵便局関係） 九通
17	1171	和田家	岡村		辞令（四等郵便取扱役大久保忠政手当月五十銭）
	1173			19	辞令（岡村駅通貯金預り所主務に慰労手当支給）
19	176	赤羽家	五十里	9	七等郵便取扱役辞令（赤羽有松、前島密）
	185			21	依願免官辞令（三等局長赤羽有松）
20	353	田村家		15	辞令（手当一ヶ月金三十銭但筆墨手当別一ヶ月十銭宛）
	347			19	郵便切手売下所許可書（規十九条、第千二百三十二号）
	354			18	辞令（廃局二付四等郵便取扱役差免候事）
25	1191	篠原善一郎家	安塚	10	御受（七等郵便取扱、七等郵便取扱役篠原善六より前島密宛）
27	188	池沢清家	下生井郵便受取所	34	〔書状〕（抵当権設定証書及承諾書書式ノ件）（宇都宮郵便電信局会計課長／下生井郵便受取所取扱人）
31	1-3196	石井孝家		18	郵便切手売下所免許之証（石井五六）
45	280	井上三郎家		17	〔辞令〕（補3等郵便取扱役）

表1 各家文書からの郵便取扱役等の関係情報（抜粋）

### 3 運営を担った人々

ここでは、まずその例示として綱川文太家文書に着目して情報を確認していくこととする。

上で紹介した同県立文書館の寄託史料については、家ごとに文書番号が付けられ、その一覧表が同館のウェブサイトに掲載されている。その表は番号・名称のほか、文書数や備考があり、中には「解題」としてその家文書の概要や家の歴史等を解説しているものもある。その中の綱川文太家文書の情報をみると、文書番号30番として、文書点数13,000点、備考欄には「芳賀郡給部村名主・問屋文書」とある。更に「解題」のリンクがあり、それを辿ると、同家が元禄10年（1697）の段階で100余名の奉公人がいて、村に7名いた本百姓の中で他を圧倒する卓絶した地位にあったとし、翌年から明治維新まで旗本大久保・長田・逸見3氏の相給となる中で、3氏の名主を代々兼務したこと、さらに近隣5か村の行政を総括する割元名主にも命じられたこと、自宅の立地が当時の商品流通路の拠点にあって通過荷物の継立でも兼ねていたことが述べられている。また、近代に入ると当主の綱川大八は明治5年（1872）に第四大区十小区の戸長に任命され、7月には郵便御用取扱役も命じられたほか、探索召捕方、大惣代、徴兵議員、学校掛、副区長、学区取締等数多くの役職についている、とも述べられている。

参考として、『栃木県史料所在目録』第3集の綱川文太家文書のうち、本稿に関連するまたは参考になると認められる文書名を抜粋したものを巻末の参考表にまとめた。この情報は、第3集に掲載された同家の情報のごく一部であるが、それでも様々なことがうかがい知ることができるし、これからこの情報を糸口として個々の史料およびその関連史料に当たって綱川大八郵便取扱の背景について一段の深堀をすることとしたい。

その一例として、以下にその一部の内容を紹介する。

イ194

綱川大八

第四大区十之小区戸長申付候事

壬申三月 宇都宮県

イ205

第五大区十小区

戸長

綱川大八

上等月給相渡候事

明治七年五月十八日

栃木県 印

イ209

綱川大八

本年十二月十六日ヨリ郵便御用取

扱中一ヶ月為御手当金三拾五銭被下候事

但御手当之儀ハ繰替渡

金ヲ以引去出納計表ニ組可差出事

明治七年十二月

駅通頭前島密 印

イ211

綱川大八

七等郵便取扱役申付候事

右内務卿之命ヲ以

相達候成

明治八年一月十五日

駅通頭前島密 印

これにより綱川大八郵便取扱役は1か月35銭が支給されることとなったことが分かるが、この金額がどの程度のものか、同時期に同県から申し付けられた雑税調査の辞令と比較してみると、雑税調査のほうは1日当たり50銭の支給である。郵便取扱役のほうは郵便局の運営に必要な筆紙墨料が若干支給されるとともに集配に従事する集配人の手当ては別途集配人に支給されるのに対して、雑税調査のほうはそういった実費や補助者等の人件費等が含まれている可能性はあるものの、雑税調査の1日50銭に比べて郵便取扱役の月額35銭の支給額は著しく低いものに見える。

イ206

綱川大八

雑税調査中雇

申付日当金五拾銭

支給候事

明治七年七月

栃木県 印

なお、このような手当てにより運営した給部郵便局での実際の郵便取扱は表2のとおりであった。

単位：通

明治	取扱	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
8年	差立	14	41	61	57	76	41	60	45	28	38	33	44
	配達	4	16	29	25	37	25	61	59	31	53	48	35
9年	差立	28	57	49	53	56	60	93	73	84	74	101	141
	配達	40	49	63	86	51	74	67	73	87	68	93	73
10年	差立	108	246	118	99	81	98	91	29	43	43	40	39
	配達	173	135	114	141	159	151	103	44	64	81	81	57
11年	差立	45	56	50	51	60	70	33	22	29	31	41	35
	配達	43	61	73	61	67	54	65	47	71	57	57	61

出所：イ2741 郵便差立配達書上控（明治八年～十一年）

表2 給部郵便局の郵便差立配達郵便物数（明治8～11年）

イ2726

明細書

下野国芳賀郡給部村壺番

字屋敷跡

一 宅地四反一畝七歩 細川大八

地価金六拾三圓八拾五錢五厘

右之通有之候也

下野国芳賀郡給部村壺番地

明治十八年九月十五日 本人 綱川大八

同国同郡同村三番地 引受人 大嶋伍一郎

第拾四号

前書地所地引書号帳照準相違無之ニ付奥書印形仕候也

戸長 岡田新十郎

身元保証書

一 通貨五拾圓也

此為保証

一 宅地四反壺畝廿七歩別紙小沢之通

地券面価格金六拾三圓八十五錢五厘

売買価格金五拾圓也

今般私儀御局貯金取扱被命候ニ付服務規則第三項ニ依リ

身元保証トシテ金五拾圓ニ相当スル前記ノ宅地奉努中

御局江差入置候也

下野国芳賀郡給部村壺番地

明治十八年九月十五日 平民 綱川大八

同国同郡同村三番地

引受人 大嶋伍一郎

右戸長 岡田新十郎

駅逋総官子爵品川彌二郎殿

次に、第6集の五月女裕久彦家文書から、郵便取扱人の身元引請書の例をみると、次のとおりである。（「□」は未解読の意）

1600

郵便取扱人身元引請書

第六大区六小区

河内郡下桑島村

記

第六大区六小区

河内郡下桑島村

増測□藏

右者今般当村ニ郵便御用取扱所御設立ニ相成線路往復之郵便御規則之通相心得且身元相應誠

実之者撰挙引請人□相立可申意請□ニ付一同評議之上右□蔵誠実之者ニ付取扱人御定務度□□  
以□□□事御用□請度

□□□□□□□□□□□□□□□□引請□御用御□□無□□可仕□□身元引受証出仕候

明治七年七月十八日

右村用掛

身元引請人

増測□平 印

正副戸長御中

記番号	明治	区別	事項	記番号	明治	区別	事項
1599	6	参考	記（駅逓係より御用書二通順達ノ件、給部村陸運会社宛）	イ2744	—	業務	書留郵便継立証印記票 二枚
2423	4	参考	覚（御飛脚荷一駄駄賃）	イ2745	—	業務	郵便差立、信書、葉書等書上覚
2430	—	参考	覚（御状請取、日本橋室町二丁目定飛脚問屋京屋兵衛	イ2746	—	業務	鴻ノ山局より給部局宛状（出張不能連絡）
2616	15	参考	布達（明治十五年三月より四月迄）	イ2747	—	業務	郵便差立配達局宛別書上表（一ヶ月）
2617	15	業務	御用継立ノ儀二付、下書	イ2748	15	業務	郵便切手類引差納出合計表
2618	—	参考	備忘録第一号	イ2749	—	業務	福原局長より給部局大八宛状（開函簿の件問答）
2619	15	業務	郵便御用開函簿	イ2750	19	業務	栃木県伝取締所より大八宛状（差引取立経費金請求件）
2620	18	業務	乙号布達（明治十八年一月より六月迄、乙一四号四八号不足）	イ2751	16	業務	郵便事務問答状、下総成田局より給部局宛
2624	20	業務	開函証印簿（明治二十年三月、甲号）	イ2752	16	業務	郵便事務回答控、給部局より成田局宛
2629	—	参考	書状（筆墨紙等代受取、給部通運会社宛）	イ2756	13	業務	五等届大八より県令宛届書（郵便通信切手枚数税金）
2667	—	参考	回状（神社賽物調書出方之儀村々惣代宛、戸長綱川大八	イ2757	9	制度	道場宿市塙江五等局設置ニ付県令より達状
3332	8	参考	回状（陸運会社ノ件、曲畑村焼谷村竹内村烏山駅熊田村宛）	イ2758	9	制度	宇都宮より祖母井經由廃止ニ付県令より達状
3333	—	参考	回状（通運会社約定之件、八ツ木村上高根沢村、道場宿村宛）	イ2759	7	制度	日本帝国郵便規則抄録（内国郵便税）
3415	—	参考	書状（内国通運会社ニ付、真岡町八木岡村谷田貝町通運会社）	イ2760	9	制度	日本帝国郵便規則抄録（内国郵便税）
イ194	5	参考	戸長申付状（綱川大八）	イ2761	11	制度	日本帝国郵便規則抄録（内国郵便税）
イ200	6	参考	第十小区戸長申付ノ辞令	イ2762	11	制度	郵便税之心得（図解説明付）
イ201	6	参考	戸長大八江中等月給相渡之状	イ2763	15	業務	曲畑村戸長役場より給部局宛状（郵便関係）
イ202	6	参考	学校起立周旋依頼状（県学務掛）	イ2764	19	業務	振替為替依頼書外請取状など五枚
イ203	6	参考	徴兵議員申付ノ辞令（綱川大八）	イ2765	8	業務	願書（給部局より駅逓寮宛用紙請求願）
イ205	7	参考	戸長大八江上等月給相渡之辞令	イ2767	12	制度	外国郵便税表（駅逓局発刊）
イ206	7	参考	雑税調査中、雇申付之辞令（日当五十銭）	イ2768	10	利用	給部郵便局宛封皮（戸長役場よりもの等）
イ207	7	参考	準等外一等申付之辞令	イ2770	13	業務	郵便箱破損ニ付新規建願書
イ208	7	辞令	郵便御用取扱申付ノ辞令	イ2771	11	制度	和欧文電信賃銭表
イ209	7	辞令	郵便御用取扱中一ヶ月、手当三十五銭支給ノ辞令	イ2772	11	業務	貯金預り規則抄録（駅逓局）
イ211	8	辞令	七等郵便取扱役申付ノ辞令	イ2773	12	制度	外国郵便税報（郵便報知第一九五〇付録）
イ212	8	業務	郵便函掛札提灯製造費相渡証	イ2774	16	制度	郵便心得摘要（駅逓局）
イ213	8	参考	栃木県十四等出仕よりの呼出状（烏山先江）	イ2775	17	制度	御受書（給部郵便局集配料改正請書） 二枚

記番号	明治	区別	事項	記番号	明治	区別	事項
1217	8	参考	第五大区九小区戸長申付之状	12778	—	参考	給部より上稲毛田、大谷津、見上等里数書上
1220	9	参考	副区長申付準十五等之辞令	12779	—	参考	給部局より祖母井局宛状（真岡集會件）
1221	9	参考	九小区事務取扱申付之辞令	12780	—	業務	宇津権一郎より大八宛状（郵便人病氣容躰二付）
1222	9	参考	第二大区十小区副区長申付準十四等之状	12781	—	参考	祖母井局より給部局宛状（真岡集會件）
1231	11	参考	副区長、学区取締依願免除辞令	12782	—	業務	祖母井局より給部局宛状（特殊郵便局施行の件）
1232	13	辞令	七等郵便取扱役筆紙墨料下サレノ状	12784	—	業務	道場宿局より給部局宛状（郵便函製造代立替二付）
1233	13	辞令	四等郵便取扱役申付之辞令	12790	16	業務	福原局長より給部局宛回答（開函簿件）
1234	14	辞令	三等郵便取扱役申付之辞令	12791	5	業務	芳賀郡委員より郵便取扱宛状（集配二付、会合案内状）
1235	15	辞令	三等郵便取扱役給与之状	12794	10	業務	給部郵便局宛受取状（書状、金札、鑑札） 一二枚
1236	18	辞令	滿十年奉職慰勞手当支給辞令	12795	16	業務	記（郵便掛函一個、郵便切手売下票請取）
1237	16	辞令	三等郵便取扱役給与辞令	12796	—	業務	氏家局より宇都宮及び先々宛状（書信廻達）
1240	19	辞令	三等郵便局長任命辞令	12797	11	業務	給部局及大八宛請取状（御用状、差紙外）
1241	19	辞令	判任官十等叙任命令	12798	12	業務	給部局宛請取状（書状、金円その他）
1242	20	辞令	三等郵便局長依願免官辞令	12800	20	業務	内国通運会社江金子入書状相渡之節、見合印鑑票
1867	—	参考	内国通運会社営業之件二付通達	12898	5	参考	覚（白子屋仁兵衛より飛脚賃受取）
1285	5	参考	飛脚錢書上（ハツ木村外四ヶ村分、戸長会所）	13077	—	参考	給部問屋源次右衛門より烏山油屋定吉宛状（不足金請求）
12335	13	参考	栃木出店、内国通運会社より大八宛状（集會入費の件）	156	4	参考	給部村組合村々役人改名帳
12584	8	参考	内国通運会社より取扱所許可の状	163	4	参考	給部村組合村々高家数人数牛馬取調帳
12529	—	業務	宇都宮郵便扱所より栃木役所宛照會状	149	19	業務	給部郵便貯金預所廃停物品引継書
12531	19	制度	外国郵便税改正布告	150	5	業務	御用留
12532	19	業務	郵便御用開函簿	158	7	参考	陸運元会社分社引続營業願
12539	5	制度	郵便御用開始二付黒羽出張より通達控	161	18	業務	書留郵便信書紙幣封入之件
12677	10	参考	飛脚受取覚（宇都宮岡村屋常八外白子屋） 九枚	162	18	業務	始末書（書留郵便二紙幣封入ノ件）
12721	18	業務	貯金受払精算表	169	5	参考	陸運会社御済書
12722	19	業務	東京郵便貯金預所より給部郵便貯金預所宛状	172	7	参考	草稿（陸運会社等設立）
12723	18	業務	払戻資金受取証 二枚	173	7	参考	仮定約書之事（陸運会社経営二付）
12724	19	業務	郵便貯金預所、廃停通達（郵便局長） 二枚	174	—	参考	約定書（鑑札料、切手発行手数料等）
12725	18	業務	身元保証書（貯金取扱命ゼラルル二付差出） 二冊	178	9	参考	継立荷物取調書
12726	18	業務	明細書（屋敷宅地書上差出状） 大八 二冊	179	6	参考	内国通運会社規則書
12727	19	業務	貯金預所廃停二付掛札交換の旨通達	180	9	参考	継立荷物数取調書 二六枚
12728	18	業務	栃木県勸業課より給部局宛状（貯金事務開設二付身元書の件）	181	4	参考	陸羽関道中宿々会社共冥加永上納願書
12729	18	業務	郵便物通達時間遅速一覧表	182	4	参考	給部村寄場組内村役人印鑑帳

記番号	明治	区別	事項	記番号	明治	区別	事項
イ2730	14	業務	郵便差立配達罫紙(明治十四年十一、十二月分) 二冊	□183	6	参考	入社心得略
イ2731	15	業務	郵便差立配達罫紙(祖母井、喜連川、鴻ノ山配達)	□184	8	参考	通運会社営業人約定書
イ2732	15	業務	郵便差立配達表(給部局)	□190	14	業務	喜連川往返郵便信書受送簿
イ2733	18	業務	振替為替依頼書外貯金関係用紙綴	□191	19	業務	郵便御用手控帳
イ2734	18	業務	貯金通知書受取書(第四十四号様式)	□192	—	業務	約束郵便物数並量目控簿
イ2740	18	業務	御勘定仕上書(給部局) 四枚	□194	18	業務	郵便御用手控帳
イ2741	8	業務	郵便差立配達書上控(明治八年～十一年)	□196	11	参考	綱川氏履歴書
イ2742	8	業務	郵便御用状受取覚類 五枚	□212	4	参考	御旅籠帳取調仕上書
イ2743	—	業務	切手紙上納之控(見上売下所行書上) 二枚	□305	40	参考	家業日記 二冊

備考：「区分」欄の記載内容は筆者が適宜付けたもの

【参考表】文書名 綱川文太家文書(抜粋)

※ 本稿の作成に当たっては、「郵政歴史文化研究会」第1分科会の主査である巻島隆先生、石井寛治東京大学名誉教授をはじめとするメンバーの方々から貴重な御示唆をいただきました。記して感謝申し上げます。

【参考文献】

- 小原宏(2024)「明治前期における郵便ネットワークの伸展 栃木県の集配郵便局に着目して」『郵政博物館 研究紀要』第15号、公益財団法人通信文化協会、43-57ページ
- 田代善吉(1933)『栃木県史 第2巻』下野史談会、328-428ページ
- 田辺卓躬編、近辻喜一校訂(2015)『新版・明治郵便局名録』鳴海
- 塚田保美(1991)『芳賀ゆうびん事始』栃木県郵便史研究会
- 栃木県史編さん委員会(1978)『栃木県史 史料編 近現代七』栃木県
- (1982)『栃木県史 通史編七 近現代二』栃木県
- 森寿博編、武田聡追補(2021)『日本郵便局名鑑 第一巻 東京/関東地方』鳴海、507-558ページ
- 郵政省(1971)『郵政百年史資料 第二十四巻 職員関係資料』吉川弘文館

【その他の資料等】

- 『栃木県史料所在目録』第1集～第50集(1972年2月10日～2021年3月31日)、栃木県
- 「郵便線路縮図 明治5年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-1)
- 「郵便線路図 明治9年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-4)
- 「郵便線路図 明治12・13年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-15)
- 「郵便線路図 明治16年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-21)
- 「郵便線路図 明治17・18年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-28)
- 「郵便線路図 明治21年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-34)
- 「郵便線路図 明治34年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-53)
- 「郵便線路図 明治45年度」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-67)
- 国土交通省 国土数値情報ダウンロードサイト (<https://nlftp.milt.go.jp>)

※ オンラインで公開されている資料の最終閲覧日は2025年11月3日です。

(おばら こう 郵便史研究会会員)